



平成 24 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 川田テクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 川田 忠裕
(コード番号 3443 東証・大証 第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 山本 隆夫
(TEL. 03-3915-7631)

当社株式等の大規模買付行為へのプラン（買収防衛策）の継続について

当社は、本日開催されました取締役会において、会社法施行規則第 118 条第 3 号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます）における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株式等の大規模買付行為へのプラン（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます）を継続することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランは、平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 1 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、その有効期間は本株主総会終結の時までとなっております。当社では、本プラン導入後も企業価値の向上、株主共同の利益の保護といった観点から、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、本株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、継続することを決定したものです。

なお、本プランの継続にあたり、対抗措置発動の停止時等において当社が新株予約権の無償取得を行う場合の条件及び本プランの合理性に関する説明を明記しましたが、基本的内容は現行の本プランと同様であり、実質的内容に変更点はございません。

本プランの詳細につきましては、別添資料をご参照下さい。

また、本プランの継続につきましては、当社監査役 3 名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見を述べております。

なお、平成 24 年 3 月 31 日現在の当社株式の状況は別紙 1 のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等の具体的提案はなされてございません。

以上

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重します。従って、当社は当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。但し、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう行為をする者であってはならないと考えます。

当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値及び株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

2. 基本方針実現に資する取組み

(1) グループ基本戦略による企業価値及び株主共同の利益の向上の取組み

当社グループは鋼製橋梁、PC橋梁、建築鉄骨、一般建築・システム建築、土木建設関連ソフトウェア開発など社会生活基盤整備の一端を担う事業を主たる事業として経営してまいりました。また、ヒューマノイドロボットの開発を始めとしたロボティクス技術に挑戦しております。

しかしながら当社グループを取り巻く経営環境は、公共事業投資の縮減や民間市場における設備投資の抑制基調などにより、今後も厳しい環境が続くものと考えております。

このような経緯の中で、今後、当社グループが更なる成長・発展を遂げるためには、グループ全体最適を追求し、企業価値を最大化できる経営体制を構築することが不可欠であると判断し、純粋持株会社である当社を平成21年2月に設立し、グループ経営に重点を置いた持株会社体制に移行することといたしました。

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ内の事業再編・共通業務の統合、グループ外との柔軟な業務提携を推進することなどにより、グループ全体の競争力の強化と収益力の向上に努めることが、企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

(2) 「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値及び株主共同の利益向上の取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益向上に資するためにコーポレートガバナンスの確立を経営の重要課題の一つとして、積極的に取組んでおります。

また、当社は、株主の皆様をはじめ、お客様、地域社会等様々なステークホルダーの立場を尊重し、社会の一員としての義務を果たしていくことが企業成長の原動力となり、株主の皆様に対する長期的な利益をもたらすものと考えております。

基本的な取組みは以下のとおりです。

① 効率性の向上

迅速、的確な意思決定プロセスと、これに対応する機動的な業務執行体制を確立するとともに、効果的な監視体制を維持することにより、経営全体の効率性をはかります。

② 健全性の確保

当社を取り巻く様々なリスクを適切に認識・管理するとともに、法令並びに社会規範等の遵守体制を確立することにより、健全性の確保をはかります。

③ 透明性の向上

適時・適正な情報開示を行うことはもちろん、株主をはじめ全てのステークホルダーに対し、説明責任を果たすとともに開示内容の更なる充実に努め、透明性の向上をはかります。

II 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、上記 I に述べた基本方針に基づき、不適切な者による当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為が行われる場合には、買付に応じるべきか否かを株主の皆様適切に判断いただけるように、当社取締役会において大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断に必要な情報を提供し、加えて当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為についてはこれを阻止することを目的としています。

2. 対象となる大規模買付等

本プランは以下の①又は②に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わず、本書において、かかる買付行為等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為等を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為及びこれに類する行為

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該所有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 本プランの内容

(1)大規模買付ルール

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

① 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

(イ)大規模買付者の名称、住所

(ロ)設立準拠法

(ハ)代表者の氏名

(ニ)国内連絡先

(ホ)提案する大規模買付行為の概要等

② 必要情報の提供

当社は、上記①の意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者から取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

(イ)大規模買付者及びそのグループ（共同所有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）

(ロ)大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）

(ハ)買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。）

(ニ)大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

(ホ)大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ハ)大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針

なお、取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。意向表明書の提出等大規模買付行為の提案があった事実は速やかに開示し、取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

③ 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、取締役会評価期間の開始ならびに終了につきましては、開示いたします。取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間において大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(2)大規模買付行為がなされた場合のプラン

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、又は、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当て（その詳細については、別紙4の記載のとおりといたします。）、会社法その他の法律及び当社定款が定めた対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

(イ)真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で買収行為を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

(ロ)当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買収行為を行っている場合

(ハ)当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収行為を行っている場合

- (ニ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で買付行為を行っている場合
- (ホ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある場合
- (ハ) 大規模買付者の提案する買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買い付ける株券等の上限の有無その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切である場合
- (ト) 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのある場合
- (フ) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不相当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、又は顧客及び公共の利益に重大な支障をきたすおそれのある場合

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会が設定した大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が定めた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

③ 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定め、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者（注4）の中から選任します。なお、本プランご承認後の独立委員会委員の氏名及び略歴は、別紙3に記載のとおりです。

注4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

④ 対抗措置の発動の手續

本プランにおいては、上記①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記①に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、及び上記②に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、ます。なお、本プランによる対抗措置発動に至るまでの流れについては、別紙5をご参照ください。

⑤ 対抗措置発動の停止等について

上記①又は②において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上において、対抗措置の発動の停止又は変更等を行う場合があります。

従って、当社取締役会が上記④の手続きに従い新株予約権の無償割当ての実施を決議した後であっても、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合、例えば、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間において、(イ)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(ロ)新株予約権の無償割当てを実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益の向上又は確保という観点から実施した新株予約権の無償割当てを維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、(新株予約権の無償割当ての効力発生日前においては)新株予約権の無償割当てを中止する旨、又は(新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては)新株予約権の無償取得を行う旨の決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断を行うことが可能となり、それにより当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールを設定することは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となりうるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. (2) のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社のプランが異なることとなりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意願います。

(2) 対抗措置の発動が株主・投資家に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、上記3. (2) のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に則り、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (2) 「大規模買付行為がなされた場合のプラン」⑤に従い当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以

降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要がある可能性があります。本新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式をお受け取りいただくこととなります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の発行又は取得することとなった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に当たって、別途お知らせいたします。

5. 本プランの合理性について (本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

(1) 買収防衛策に関する要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める 3 原則「(i) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii) 事前開示・株主意思の原則、(iii) 必要性・相当性確保の原則」に適合しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、又は当社取締役会による意見・代替案等の提示を受ける機会を確保することなどを可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的としています。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランの継続に関する株主の皆様意思を確認するため、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、本プランを継続することとしています。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランはその時点で廃止されます。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を尊重すること

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のため実質的かつ客観的に判断すべき諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置しています。

そして、当社取締役会が、対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会が決議しようとする具体的な対抗措置を発動することの是非を独立委員会に諮問するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を選任し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、かかる有効期間の満了前であっても、その決議により、本プランに関する法令、証券取引所規則の新設、改廃その他公的機関の動向等を踏まえ、これらに関し必要相当と認められる範囲で本プランを変更することがあります。

当社は、本プランの変更又は廃止等がなされた場合には、当該変更又は廃止等の事実及びその内容その他の事項について株主等の皆様に適時適切に開示いたします。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況 (2012年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式総数 5,781,070株
3. 株主数 6,255名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資の状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
川田テクノロジーズ社員持株会	472	8.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	357	6.19
株式会社北陸銀行	284	4.93
株式会社三菱東京UFJ銀行	265	4.60
川田工業協力会持株会	220	3.82
富士前商事株式会社	141	2.46
川田忠樹	125	2.17
日本興亜損害保険株式会社	107	1.86
CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	102	1.78
三菱UFJ信託銀行株式会社	100	1.73

(注) 株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

社外有識者

① 青木英憲

昭和61年 司法研修所入所（40期）
昭和63年 弁護士登録（東京弁護士会）
石原寛法律事務所（現石原総合法律事務所）入所
平成14年 ルネス総合法律事務所開設

② 高木武彦

平成13年7月 金沢国税局長
平成14年7月 税務大学校長
平成15年7月 国税庁退官
平成15年8月 税理士登録
平成22年6月 川田工業(株)監査役（現）
平成22年6月 当社監査役（現）

③ 高木繁雄

昭和46年4月 (株)北陸銀行入行
平成10年6月 同行取締役
平成14年6月 同行代表取締役頭取（現）
平成15年9月 (株)ほくぎんフィナンシャルグループ（現 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ）代表取締役社長（現）

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

8. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

以 上

